

# 高知県合唱コンクール規程

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

名称は、第〇回高知県合唱コンクールとする。

### 第2条 (審査員)

審査員は、5人とし、選出は高知県合唱連盟理事会で行う。

## 第2章 部門・編成区分

### 第3条 (部門及び編成区分)

部門及びその編成区分は次のとおりとする。

- 1 小学生部門 (編成区分はなし)
- 2 中学校部門
  - 混声合唱の部
  - 同声合唱の部
- 3 高等学校部門
  - A グループ (小編成の部)
  - B グループ (大編成の部)
- 4 大学職場一般部門
  - 大学ユースの部
  - 室内合唱の部
  - 混声合唱の部
  - 同声合唱の部

## 第3章 出演資格

### 第4条 (出演資格)

出演の資格を有するのは、高知県合唱連盟に加盟している合唱団とする。ただし、小学生部門においては、2027年までは未加盟でも出場できる。

### 第5条 (各部門の出演人数・出演合唱団資格)

各部門の出演合唱団の出演人数及び資格は次のとおりとする。

- 1 小学生部門
  - ① 出演人数が6名以上の合唱団
  - ② 小学校の合唱団または小学生相当年次で編成する合唱団で高知県合唱連盟理事長が認めた合唱団  
なお、小中一貫校や児童合唱団、その他一般合唱団等が出演する場合、小学生相当年次の児童のみで編成しなければならない。
- 2 中学校部門
  - ① 出演人数6名以上の合唱団
  - ② 同一の中学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第7項に定める合同合唱団
  - ③ 団体名には学校名を含めなければならない
- 3 高等学校部門
  - ① Aグループは出演人数6名以上32名以下、Bグループは出演人数33名以上の合唱団
  - ② 同一の高等学校に在籍する生徒で編成する合唱団、または次条第7項に定める合同合唱団
  - ③ 団体名には学校名を含めなければならない

#### 4 大学職場一般部門

##### ① 大学ユースの部

出演人数が6名以上で、出演するメンバー全員が、当該年の4月1日現在28歳以下で編成する合唱団

##### ② 室内合唱の部

出演人数が6名以上24名以下で編成する合唱団

##### ③ 混声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する混声合唱団

##### ④ 同声合唱の部

出演人数が8名以上で編成する男声合唱団もしくは女声合唱団

上記の出演人数には指揮者・伴奏者・独唱者は含まないが、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱パートを歌う場合は出演人数に加えるものとする。

また、出演当日に各部門の最低出演人数を下回った場合は、審査の対象外とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、当該団体からの申請により、高知県合唱連盟理事長又は副理事長が判断して審査の対象とすることができる。

#### 第6条（出演に係る条件）

出演に係る条件は次のとおりとする。

- 1 全部門を通じ、同一合唱団の出演は1回に限る。
- 2 中学校部門、高等学校部門においては、同一の学校から複数の合唱団が出演することができる。その場合、出演単位でそれぞれの合唱団が加盟しなければならない。ただし、同一種別内では出演者の重複を認めない。種別とは混声合唱団・男声合唱団・女声合唱団を指す。
- 3 小中一貫校及び中高一貫校、高等専門学校等はそれぞれ小学生相当年次を小学校部門、中学生相当年次を中学校部門、高校生相当年次を高等学校部門として扱う。
- 4 大学職場一般部門には、小学生部門、中学校部門、高等学校部門に加盟する合唱団は出演できない。
- 5 中高一貫校は高等学校部門に中学生相当年次を含めた編成で出演することができる。その場合、高等学校部門に出演した当該生徒は中学校部門に出演することはできない。
- 6 小中一貫校は中学校部門に小学生相当年次を含めた編成で出演することができる。
- 7 中学校部門、高等学校部門における合同合唱団は複数校の生徒で編成する合唱団で、常時活動し、高知県合唱連盟理事長が認めたものとする。合同する学校数は制限しない。なお、1校は人数の上限を定めないが、他の学校はそれぞれ8名未満の生徒で編成するものとする。

#### 第7条（指揮者・伴奏者・独唱者）

指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。ただし、中学校部門、高等学校部門の指揮者・伴奏者・独唱者については、当該校長が認めたものに限る。

また、指揮者・伴奏者・独唱者が合唱メンバーに入って歌う場合は第5条、第6条の出演資格を満たさなければならない。

#### 第8条（シード合唱団の出演に係る条件）

前年度全日本合唱コンクール全国大会でシード権を獲得した合唱団は、全日本合唱連盟推薦合唱団として、県大会及び支部大会の審査を受けずに全国大会に出演できる。

- 1 前年度の部門及び編成区分から変更することはできない。
- 2 県大会及び支部大会には審査の対象外で出演しなければならない。

### 第4章 演 奏

#### 第9条（楽譜の購入）

- 1 高等学校部門・大学職場一般部門においては、全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ（課題曲集）を、出演人数分必ず購入して出場しなければならない。
- 2 小学生部門においては、当該年度合唱名曲シリーズ小学校版を、出演人数分必ず有して出場しなければ

ばならない。

#### 第10条 (演奏曲)

演奏曲は次のとおりとする。

- 1 小学生部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。
- 2 中学校部門の出演団体は、自由曲を演奏して審査を受けるものとする。
- 3 高等学校部門・大学職場一般部門の出演団体は、課題曲及び自由曲を演奏して審査を受けるものとし、演奏順は、課題曲・自由曲の順とする。
- 4 課題曲は、小学生部門は全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ小学校版から、高等学校部門・大学職場一般部門は全日本合唱連盟発行の当該年度合唱名曲シリーズ<小学校版を除く>から、1曲を選択して演奏しなければならない。
- 5 自由曲は、曲目及び曲数に制限はない。
- 6 出演者全員により、全曲を同じ種別(混声・男声・女声)で演奏するものとする。

#### 第11条 (演奏時間)

演奏時間は次のとおりとし、演奏時間が超過した場合は失格とし審査の対象としない。

- 1 小学生部門  
課題曲の演奏開始から自由曲の演奏終了まで曲間を含めて7分00秒以内とする。
- 2 中学校部門  
演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分00秒以内とする。
- 3 高等学校部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて6分30秒以内とする。
- 4 大学職場一般部門  
自由曲の演奏開始から演奏終了まで曲間を含めて8分30秒以内とする。

#### 第12条 (伴奏楽器)

伴奏楽器は自由とする。ただし、主催者の用意するピアノ1台以外は、使用団体の責任において用意し、これにかかる費用は使用団体が支弁しなければならない。

#### 第13条 (演奏曲・曲目順・伴奏楽器の変更禁止)

県大会・支部大会・全国大会を通じて演奏曲目・曲目順・伴奏楽器を変更することはできない。

#### 第14条 (編成区分・種別の変更禁止)

県大会・支部大会・全国大会を通じて編成区分・種別を変更することはできない。

#### 第15条 (出演順)

出演順は、高知県合唱連盟理事会により決定する。

### 第5章 県代表

#### 第16条 (県大会から上位大会に推薦できる合唱団数)

- 1 小学生部門において全国大会への推薦団体数は、参加合唱団のうち1団体とする。
- 2 中学校部門・高等学校部門・大学職場一般部門において、参加合唱団数の66% (端数四捨五入) を支部大会への推薦団体数とする。  
ただし、大学職場一般部門については、大学ユースの部とそれ以外の部に分けて、この規程を適用することとする。

* 県大会参加の合計数	3団体まで	2団体
* //	4~5団体	3
* //	6	4
* //	7~8	5

*	//	9	6
*	//	10~11	7

以下これに準ずる。

- 3 中学校部門・高等学校部門のうち、県大会出場数が5団体以上の部門の推薦団体については、各編成区分に1団体以上を含むものとする。  
ただし、各編成区分の参加団体が複数の場合にのみ適用されるものとする。
- 4 第8条に定める当年度シード合唱団は、上記参加合唱団数及び推薦数のいずれにも含まれない。

## 第6章 出演経費・審査と表彰・規程違反

### 第17条（参加料・出演経費）

参加料は1団体3,000円と比例分担金（出演人数×300円）とする。その他出演に要する費用は、出演団体の負担とする。ただし、小学生部門の参加団体については、参加料と比例分担金を免ずる。

### 第18条（審査と表彰）

- 1 審査方法については、別に定める。
- 2 出演した全合唱団を部門ごとに審査し、それぞれに対して、金・銀・銅いずれかの賞を贈る。
- 3 出演した全合唱団の中から最優秀団体を選び、全日本合唱連盟理事長賞を贈る。
- 4 この他に特別賞を贈ることがある。
- 5 台風・地震等の影響により、県大会を予定通り開催できない場合、高知県合唱連盟理事長の判断により部門単位（大学職場一般部門のみ編成区分単位）で演奏音源による審査に切り替えることができる。なお、部門（又は編成区分）の途中で中止となった場合は部門（又は編成区分）単位で審査をやり直す。

### 第19条（規程違反の扱い）

出演資格など本規程に違反したときは出演停止または審査対象外とする。後日発覚した場合は入賞や県代表を取り消すことができる。

## 附則

改定	平成25年	6月	3日	大学職場一般部門の出演資格の改定
改定	平成26年	5月	7日	審査員数及び県大会から支部大会に推薦できる合唱団数等の改定
改定	平成28年	3月10日		大学職場一般部門 混声合唱の部及び同声合唱の部の出演人数の改定
改定	平成30年	11月12日		小学校部門の新設、中学校・高等学校部門の複数校数上限設定に伴う改定
改定	令和元年	11月11日		全国大会開催規程の変更（開催・参加規定の分離、条文・文言の整理、中高合同合唱団人数制限）に伴う改定
改定	令和3年	3月24日		全国大会規定の変更（支部大会が開催できない場合の対応、同一校からの複数合唱団の参加等）に伴う改定
改定	令和4年	5月27日		全国大会規定の変更（出演人数下限の引き下げ）に伴う改定
改定	令和5年	4月17日		全国大会規定の変更（小学校部門合同出場の緩和）に伴う改定
改定	令和6年	4月22日		全国大会規程の変更（小学生部門への変更、中学校・高等学校部門合同出場の変更）に伴う改定